

平成 28 年 4 月 20 日

熊本県熊本地方を震源とする地震を受けた食品表示制度の弾力的運用について

消費者庁は、被災地への食品の円滑な供給を図るため、農林水産省と連名で、食品表示規制の弾力的な運用を措置する旨を、関係行政機関に通知することとしましたので、お知らせします。

<添付資料>

平成 28 年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について

本件に対する問合せ先

消費者庁表示対策課食品表示対策室

担当者：松本、阿部

TEL：03-3507-8800（内線 2379）

直通：03-3507-9126

農林水産省消費・安全局

消費者行政・食育課食品表示・規格監視室

担当者：石井、中村

TEL：03-3502-8111（内線 4485）

直通：03-6744-2100

消表対第634号  
28消安第511号  
平成28年4月20日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示主管部（局）長 殿

消費者庁表示対策課長  
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長  
(公印省略)

#### 平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について

食品表示法（平成25年法律第70号）においては、食品表示の適正の確保のため、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）において、表示義務を課しているところ  
です。

一方で、平成28年熊本地震による被害により、被災地への食料の円滑な供給が重要な課題となっていることを踏まえ、引き続き適正な食品表示がなされていることが重要ではあるものの、食品の譲渡・販売の態様等を総合的に勘案し、アレルギー等の食品の安全性に係る情報伝達について十分な配慮がなされていると判断されるとともに、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合には、平成28年熊本地震において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた被災地において、譲渡又は販売される食品については、必ずしも義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応方よろしくをお願いします。

(参考)「平成 28 年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(平成 28 年 4 月 20 日)に関する Q & A

(問 1) 取締りの対象としない場合でも、消費者の食品選択上、アレルギー等義務表示事項の情報は消費者に提供される必要があるのではないか。

(答)

食品表示基準に基づく表示事項が容器包装に記載されていない食品を被災地で譲渡・販売する場合にも、食品を入れるダンボール等の梱包資材に、食品表示基準に規定される表示事項が記載された紙を貼り付け、梱包資材の中の食品の個数相当の数の表示事項が記載された紙をその梱包資材に入れたり、食品に近接した POP や掲示により、アレルギーの情報は消費者に確実に提供される必要がある。アレルギー以外の表示事項についても、同様の方法により消費者に提供されることが望ましい。事業者から問合せがあった場合には、その旨御指導いただきたい。

(問 2) 被災地とは具体的にどの地域としているのか。

(答)

平成 28 年熊本県熊本地方で発生した地震で被災した熊本県内全 45 市町村については、平成 28 年 4 月 15 日に、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けたところである。

本通知における被災地は、同法の適用を受けた熊本県内全 45 市町村としている。

なお、今後、熊本県以外で新たに同法の適用があった場合は、その地域も含むこととなる。

(問 3) 本通知に便乗した悪質な違反を確認した場合にはどのような対応を行えばよいのか。

(答)

本通知においては、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合に、被災地において譲渡又は販売される食品について、必ずしも義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないことを規定したものであり、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではない。悪質な違反については、引き続き、関係機関とも連携した取締りを行うようお願いする。